

## お知らせ

心理・発達教育相談室（以下「教育相談室」という。）で実施していたアーレン・シンドロームに関する相談業務は配慮申請の文書作成等の一切の業務を令和8年3月31日をもって終了することとなりました。

これまで教育相談室でアーレン・シンドロームに関する相談をしていた方（以下「相談者」という。）に、アーレン・シンドロームの相談に関する記録（カルテ）（以下「相談記録」という。）の写しをご提供いたします。

## 主な内容

(1) 相談記録の写しの提供をご希望の方は、下記リンクから提供依頼書の様式を取得し記入したものを、公的証明書等を添えて教育相談室に郵送でご提出ください。教育相談室が提供する相談記録の写しは、以下の3種類です。

- ・アーレン・シンドロームに関する検査結果報告書
- ・相談報告書（様々な検査結果等が記載されている報告書）
- ・感覚過敏調査の結果

(2) 相談記録の写しの提供にかかる費用は無償です。ただし、相談記録の写しの提供に係る郵送の費用は、お手数ですがご負担いただきますようお願いいたします。

(3) アーレン・シンドロームに関する相談終了日（令和8年3月31日を予定）から3か年（令和11年3月31日）を相談記録の写しの提供期間とし、その1か月前（令和11年2月28日）までを提供依頼書の受理期間といたします。

(4) そのほか、本件についてご不明な点がございましたら、下記Q&Aをご確認くださいますようお願いいたします。